



第1章 この計画について

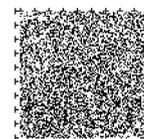
1. 計画の目的

(1) 計画策定の背景

近年、高齢化や核家族化などの環境の変化により、障がいのある人のニーズは多様化しており、地域で安心して暮らし続けるためにさまざまな取り組みが求められています。国においては、平成 23 年(2011 年)8月に「障害者基本法」が改正され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざし、地域社会の共生や差別の禁止などが規定されました。

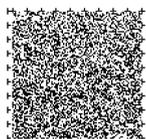
また、「障害者基本法」の改正趣旨を踏まえ、平成 25 年(2013 年)4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として改正施行され、障がい者の範囲の見直しや制度の拡充が図られました。

その後、平成 28 年(2016 年)4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国、地方公共団体、民間事業者などにおける差別を解消するための措置などについて定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。さらに、同年6月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年(2018 年)4月から施行されています。



さらに、令和3年(2021年)6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の一部を改正する法律」を公布、令和3年(2021年)9月に「医療的ケア^{※1}児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」の施行、令和4年(2022年)5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の公布・施行、令和4年(2022年)12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を可決(令和6年(2024年)4月施行)と、次々と制度の整備が進められてきました。

県においても、令和6年(2024年)3月に「滋賀県障害者プラン2021」を改定し、障がいのある人が望む暮らしを実現できるよう、障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会の実現に向け、障がい施策の総合的な推進を図っています。



※1 医療的ケアとは、医療行為として医師の指導の下に、家族等が日常的に行う、たんの吸引や経管栄養、導尿などの生活援助行為のこと。

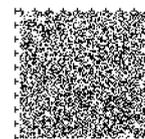
(2) 湖南省が進める障がい福祉

湖南省（以下「本市」という。）は、平成 18 年(2006 年)6月に、障がい者の自立および障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的として、「障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援に関する湖南省条例」を制定し、障害者自立支援法のモデルとなった発達支援システムの構築や、「障がい者就労情報センター」を庁舎内に設置するなど、全国的にも先進的な取り組みを進めています。

平成 27 年(2015 年)3月には「第 2 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画みんなでとりくむ つばさプラン」を策定し、「一人ひとりが自分らしくともに生きるまち湖南省」の実現をめざしてきました。また、平成 30 年(2018 年)3月に同計画を改定、「第 5 期湖南省障がい福祉計画」および「第 1 期湖南省障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの確保や提供体制の基盤強化に努めています。

本市では、これらの計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して、「一人ひとりが自分らしくともに生きるまち湖南省」の実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組んできました。さらなる障がい者理解の促進、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、障害者地域生活支援拠点整備を行い、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための支援体制の構築に向けて、関係機関との連携を強化し、種々の取り組みを進めています。

このたび、「第 6 期湖南省障がい福祉計画」および「第 2 期湖南省障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、法制度改正の動向や社会状況の変化、本市における障がい者施策の現状や課題を踏まえ、本市における障がい者施策の新たな基本指針として、障がい者福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにするため、「第 3 次湖南省障がい者計画」(中間見直し)、「第 7 期湖南省障がい福祉計画」および「第 3 期湖南省障がい児福祉計画」を「みんなでとりくむ つばさプラン(第 3 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画 [改訂版] (以下「本計画」という。))」として一体的に策定します。

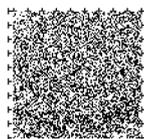


(3) 国の基本指針

令和5年5月19日、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が告示されました。基本指針（大臣告示）は、市町村および都道府県が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

基本指針見直しの主な事項は以下のとおりです。

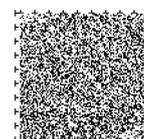
- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行および定着に係る目標値の設定
 - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
 - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・ 基幹相談支援センター^{※2}の設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設



※2 基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に関わる相談支援体制の強化を図ることを目的に設置されている。

- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会^{※3}」の実現に向けた取り組み
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員およびサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握および特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

※3 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

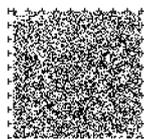


2. 計画の位置づけ

(1) 計画の名称

「湖南省障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン」は、みんなの想いを乗せて大空を飛ぶ鳥のつばさをイメージしています。

一人ひとりの自己実現を大切に、互いに支え、支えられながら、ともに生きられる社会の実現をめざした湖南省の想いを表しています。



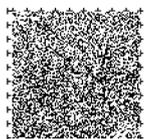
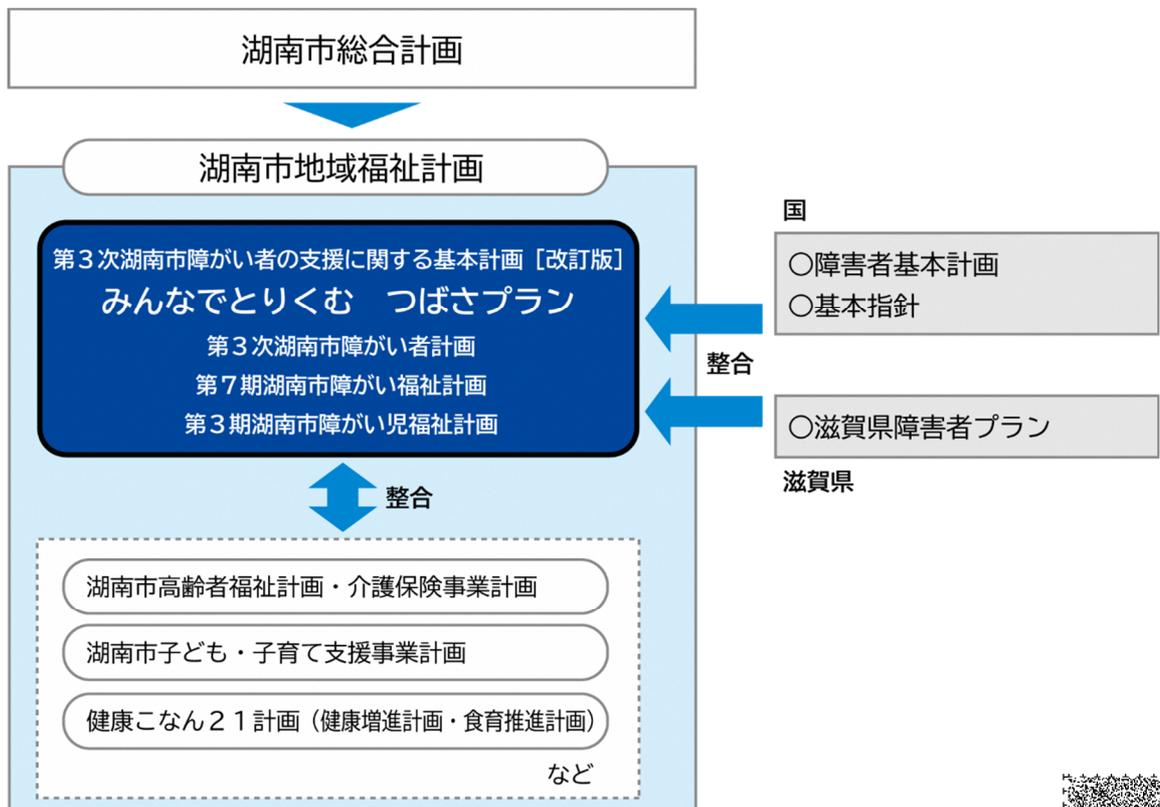
(2) 上位関連計画等と法的根拠

本計画は、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を踏まえつつ、以下の3つの法定計画を合わせて策定した計画です。

「湖南省総合計画後期基本計画」を上位計画とし、「湖南省地域福祉計画」をはじめ、福祉や人権等の関連諸計画と協調した推進を図るものです。

湖南省 障がい者計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。 ・「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画です。
湖南省 障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「湖南省障がい者計画」を踏まえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画です。
湖南省 障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年(2018年)4月1日施行の「改正児童福祉法第33条の20第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画です。 ・「同第6項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。

■他計画等との関連図



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み

本市は、令和2年(2020年)7月17日に内閣府から「SDGs^{※4}未来都市」に選定され、国と連携しながら、SDGsの達成に向けて総合的かつ効果的な取り組みの推進を図っています。官民連携の自然エネルギーの導入プロジェクトの実施、地域内経済循環の創出、多様な主体との連携により地域の活力を創出し、未来を創造するさりげない支えあいのまちづくりに取り組んでいます。

本市は、福祉サービスの充実や、雇用環境の整備にむけた企業啓発、農福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の「その人らしい」就労を促進し、一人ひとりの能力、適性、発達段階、および社会環境に応じていきいきと安心して暮らせる地域社会の実現をめざしています。

■本計画に関連するSDGsの目標

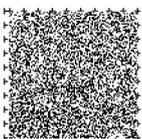


(4) 計画の期間

「第3次湖南省障がい者計画」の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間です。また、「第7期湖南省障がい福祉計画」および「第3期湖南省障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
湖南省障がい者計画	第3次					
湖南省障がい福祉計画	第6期			第7期		
湖南省障がい児福祉計画	第2期			第3期		

※4 SDGs（エスディーゼーズ）とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標のこと。



(5) 計画の対象

湖南省在住の市民、通勤・通学する人、湖南省に來訪する人、また、遠隔地から湖南省の情報等にアクセスする人のすべてであり、このうち、主たる対象が、障がいのある人になります。

「障がいのある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。法律・制度等の固有名詞で「障害」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障がい」「障がいのある人」という表記で統一しています。

即ち「障がいのある人」とは、以下のように「障害者基本法第2条」で定義される人をいいます。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁^{※5}により継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

また、子どもについていう場合には、同様に「障がいのある子ども」「障がい児」の表現を用いています。

※5 社会的障壁とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるもの（社会における事物、制度、慣行、観念など）。

